

平成 21 年度合法性等の証明された木材・木材製品供給体制整備事業実施方針 (案)

1 事業の趣旨及び目的

幅広い合法木材の需要に応えられるよう、合法木材の供給拡大と信頼性の向上を図るため、国産材・輸入材を含めて木材の供給拡大の体制整備を図るとともに、関係者の研修、合法木材供給システムのモニタリングなど信頼性向上事業に取り組む。

2 事業ごとの方針

(A) 合法木材供給体制整備事業

(1) 合法木材供給推進事業

現在の供給事業者のレベルアップを図り合法木材の供給拡大を図るため、各事業者が供給体制を強化するよう認定団体と連携して取組を進めるとともに、輸入材産地国に対する情報提供に取り組む。

(ア) 国産材にかかる合法木材の供給拡大

国内の生産木材にかかる合法木材の供給拡大については、供給側に対しねばり強く合法木材の原料供給を要求し、自ら積極的に証明材を供給する活動を合法木材ナビ上で紹介(事例紹介ページ)するなど、認定団体と連携して進める。また、昨年度に引き続き優良事業者の表彰実施を検討する。

(イ) 輸入材産地向けセミナーなどの開催

輸入材産地国における輸出業者、輸入材を扱う輸入業者・問屋等に対し、ガイドライン上の合法性証明手法、日本における合法木材供給の意義などに関するセミナーを我が国内外で開催する。

(ウ) 先進事例の普及

優良事例の顕彰など検討し、行い事例を紹介するなど、先進事例の普及に努める。

(2) 合法木材供給ネットワーク拡大事業

未認定の木材業者の認定を進めるとともに、納材業者、工務店など関連業者への普及宣伝を行う。

(ア) 未認定業者への働きかけ

認定を受けていない会員企業に対して認定団体からの認定事業者登録のための呼びかけを行う。

(イ) 納材業者・建築関係者などへの普及

納材業者、工務店などに制度の普及を図り、合法木材の供給体制の

強化を図るため、説明会、イベントにおける普及宣伝等を実施する。

(B) 合法木材信頼性向上事業

(1) 信頼性向上促進活動

認定団体を通じて信頼できる合法木材の供給を促進するため、認定事業者の指導、優良者の顕彰などを行う。

(2) 合法木材供給システムモニタリングの実施

合法木材供給システム全体の活動を点検し信頼性を高めるため、多角的なモニタリングの体制を構築する。

(ア) 合法木材供給事業者モニタリング

認定団体が認定事業者の事業実施内容を確認し信頼性の確保を図るため、認定事業者の一定割合を所定のマニュアルにそって点検作業を行うこととする。

(イ) 合法木材供給事業者認定団体モニタリング

認定団体の事業内容を確認し信頼性の確保を図るため、認定団体に対してアンケート調査を主体とした点検作業を行うこととする。

(ウ) 合法木材供給モニタリング

システム全体の評価点検をするため、供給された合法木材の追跡調査を実施する。

(3) 研修の実施

認定団体の管理責任者を対象とし合法木材の供給体制推進等のため全国研修を実施するとともに、認定団体が実施する研修の支援を行う。

(ア) 認定団体に対する研修の実施

認定団体の責任者に対して、環境問題の重要性の認識が高まる中で合法木材供給事業の意義、供給事業の概要と今年度の合法木材普及推進事業の進め方、業界団体認定の運営上の課題（更新手続き、間伐材証明、モニタリングの進め方など）、輸入材の証明の現状と課題、グリーン購入法に対する政府の取組、先進事例の紹介などを内容とした、研修を行う。

(イ) 事業者に対する研修の支援

認定の更新期であることを踏まえ、合法木材供給認定事業者の分別管理責任者に対して、上記を踏まえて研修を行う。